

第106回医師国保組合会報告

平成19年度事業計画・歳入歳出予算承認される

- 保険料は医療分・介護分とも18年度と変更なし -

第106回組合会が平成19年2月15日(木)広島全日空ホテルで開催された。

定刻3時30分、出席議員数が法定数に達していることを確認、開会となった。

議案審議に先立ち板崎議長より議事録の署名者として大矢議員、小林議員の両氏を指名した後、碓井理事長の挨拶(別紙1)が行われた。

会議は板崎議長のもと開始され、まず、報告事項として、新田常務理事より被保険者状況(ここ数年にわたり被保険者数の伸び率が対前年を下回っている。)保険給付状況(平成18年度は診療報酬改定、受診時3割負担等の影響により医療費が対前年比費用額で4ポイント、保険者負担額で15ポイント余り減少している。しかし18年10月以降、徐々に以前の伸び率の状態に戻りつつある。)財政状況(収入については予算見込み通りの収入が確保される見通しである。一方、支出については、保険給付費のうち現物給付が保険給付状況における説明と同様な理由により減少したものの、この影響が現金給付である高額療養費、付加給付金に反映し増加傾向となっている。この結果、12月末現在における収支差は対前年比3,200万円8.1ポイントの増となっている。)保健事業状況(従来から実施している人間ドック、一般検診、歯科健診等については、前年並みの状況となっており増加する兆しが見られない。また、今年度開始したPET検診は122名の希望者があり現在約8割の方が終了している。)について「平成18年度事業概況」(資料1~4)をもとに報告、当該事業実施状況に対する高畑監事からの監査報告(資料5)が行われた。

引き続き、澤近副議長のもと議案審議に入り、新田常務理事より平成19年度予算は平成20年3月1日をもって組合設立50周年となることから、これを記念しての事業の実施、また、平成17年に決定した「医療制度改革大綱」に基づく医療費の適正化に向けての事業である特定健診・特定保健指導について、平成20年4月の本格実施を前に試行的に実施するための経費等を含めたことにより、対前年予算に比べ5.3ポイント1億3,000万円余り増加となった。このため保険料、国庫補助金等の収入では支出額に対応

することができないことから、積立金(給付費等支払い準備金)を取り崩し、19年度予算に繰り入れすることにより編成したことを議案第6号「平成19年度事業計画(案)」(資料6)、議案第7号「平成19年度歳入歳出予算(案)」(資料7)、議案第8号「給付費等支払い準備金処分(案)」(資料8)をもとに説明する。

議案説明の後、理事者からの依頼事項として19年度実施する特定健診、特定保健指導の試行的実施(広島市内の被保険者約2,000人を対象として現在保健事業で実施している一般検診(検体検診)の方法を活用)について協力をお願いする旨の説明がされた。

これら説明に対し次のような質問があった。

Q 県医師会館建設に対して組合として支出は可能なのか。

A 組合事業の執行は、保険料と国庫補助金により行われていることから、寄付行為はできないことになっている。しかし占有面積(土地、建物)に応じて購入することは可能である。

Q 再編・統合が起こった場合の財産はどのようになるのか。

A 再編・統合といった事態が発生していないことから具体的なことは不明であるが、考えられることとして財産清算後、残余財産があれば国へ帰属するか、新たに設立される保険者へ行くのではないかと考えられる。いずれにしても現時点では明確なことはわからない。

Q 20年4月からの後期高齢者医療制度の開始にともない75歳以上の被保険者が組合を離脱することが考えられるが、20年4月以降の組合財政についての見通し(解散といったケースを含めて)はどのように考えているのか。

A 解散については、これまで国保組合は国、県等の指導のもと自助努力により健全な事業運営をおこなって来ていることから、特に議論したことはないし、また、他県でも特段そのような話を聞いてはいない。財政見通しについて、20年4月から開始される後期高齢者

医療制度へ拠出する支援金の額が定まらないなかでの大まかな推計を行っている。粗い推計数字ではあるが、現状のまま行けば、22、3年頃には現在保有している積立金も法的に必要なとされる額を残して、ほぼ、無くなってしまうことも考えられ、保険料の引き上げということも予想される。

Q 特定健診・特定保健指導についての具体的な実施方法について。

A 本格実施は来年(20年)4月からではあるが、組合独自に本年度(19年度)において試行的に実施を予定している。現在考えていることは、現行の一般検診を活用し、広島市の被保険者約2,000名の方を対象に考えている。具体的な実施方法等は後日、通知することになっている。

(別紙1)

理事長挨拶

理事長 碓井 静 照

第106回組合会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお寒いなか、また、ご多忙中のところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

昨年6月、医療制度改革法律が成立し、昨年10月からは一部について実施され、今後、順次実施されることになっています。

今回の改正では来年4月から実施が予定されております、40歳以上の被保険者にかかる特定健診、特定保健指導の取り扱いが焦点となっています。この健診は、すでに皆様にはご承知のことと思いますが、伸び続ける医療費の適正化を図り、中長期的に安定した伸びとするため、生活習慣病の大きな要因とされている糖尿病等の有病者・予備群を現在よりも26パーセント減らすことを目的とするもので、各医療保険者に義務付けられたものです。この健診については、健診の実施状況、現在考えられているところによりますと達成率60パーセントのようですが、その率によっては、後期高齢者にかかる医療費への支援金についてペナルティーがかかることになっており、被保険者への負担の増加ということになってくるものです。本格実施は20年4月からではありませんが、当組合では試行的に19年から実施したいと考えております。実施にあたっては、当然のこととして皆様方のご協力が一番必要とされるものであります。この健診の実施は、組合国保としての機能を発揮できる大きな機会でもあり、国保組合の存在価値を高めることになるものでもあります。どうか、これらの点をご理解いただき、是非、積極的なご協力をお願いするものです。また、19年度は組合設立50周年を迎える年度となっております。昨年7月の組合会においてもお話いたしておりますが、これを記念しての行事を考えております。内容等については検討委員会の先生方をお願いをいたすことになっております。ただ、組合を取り巻く状況は大変厳しくなっております。あまり派手にならないよう組合財政とも相談しながら実施したいと考えておりますので、委員の先生方にはご多忙中のところ大変ご面倒をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

さて本日は平成19年度予算についてご審議をいただくことになっております。予算総額は26億6百万円対前年度比5.3パーセントの増加となっております。これは試行的に実施する特定健診、50周年行事の経費等に要する費用が入ったことによるもので、予算内容については後ほど新田常務理事よりご説明いたします。

最後になりましたが、本年度以降、特定健診、特定保健指導等、新規事業の開始による組合財政への影響が考えられるなか、組合の健全運営に向け、皆様方の組合事業へのより積極的な参加をお願いいたしまして挨拶といたします。

資料1

報告

平成18年度事業概況

1 被保険者の状況

異動状況

(単位:人)

区分	18年3月末 被保険者数	異動数(4月~12月)		差引増減	18年12月末 被保険者数
		資格取得	資格喪失		
第1種組合員	2,845	132	109	23	2,868
第2種組合員	3,253	606	514	92	3,345
家族	5,287	381	417	36	5,251
計	11,385	1,119	1,040	79	11,464

資料2

2 保険給付費の状況(一般分)

保険給付種別の状況(4月~9月)

区分	件数			費用額			保険者負担額		
	18年	17年	前年比	18年	17年	前年比	18年	17年	前年比
療養給付費	34,145	34,738	98.29%	706,063	740,972	95.29%	501,631	591,683	84.78%
療養費	471	407	115.72%	4,383	3,968	110.46%	3,109	3,174	97.95%
計	34,616	35,145	98.49%	710,446	744,940	95.37%	504,740	594,857	84.85%
高額療養費	(340)	(198)	171.72%				31,122	14,482	214.90%
移送費	0	0	-				0	0	-
出産育児一時金	31	32	96.88%				9,300	9,600	96.88%
葬祭費	28	31	90.32%				6,900	7,950	86.79%
付加給付金	(1,945)	(1,397)	139.23%				34,194	27,682	123.52%
傷病手当金	14	20	70.00%				4,002	2,727	146.75%
計	73	83	87.95%				85,518	62,441	136.96%
合計	34,689	35,228	98.47%	710,446	744,940	95.37%	590,258	657,298	89.80%

(注) ()の数字は計に含まれていない。

資料3

3 財政状況

差引残高 436,892千円 (前年比108.1%)

歳入

(単位:千円)

科目	予算額	収入額
国民健康保険料	1,637,202	1,227,905
医療分	1,493,281	1,121,457
介護分	143,921	106,448
国庫支出金	643,824	405,718
事務費	8,487	3,821
療養給付等	635,337	401,897
共同事業交付金	30,922	15,941
財産収入	1,551	843
繰入金	540	539
繰越金	161,000	258,830
諸収入	995	695
歳入合計	2,476,034	1,910,471

歳出

(単位:千円)

科目	予算額	支出済額
組合会費	3,500	1,248
総務費	95,642	58,873
総務管理費	92,841	57,826
趣旨普及費	2,801	1,047
保険給付費	1,245,927	726,962
療養諸費	1,047,327	589,995
現金給付	198,600	136,967
老人拠出金	751,092	496,260
介護納付金	210,984	140,284
共同事業	32,423	20,121
保健事業	66,450	29,348
諸支出金	487	483
予備費	69,529	0
歳出合計	2,476,034	1,473,579

資料4

4 保健事業

(1) 人間ドック利用状況(4月~12月)

区分	利用人員			補助額		
	18年	17年	前年比	18年	17年	前年比
第1種組合員	人 54	人 52	% 103.85	円 1,809,267	円 1,875,934	% 96.45
第2種組合員	151	149	101.34	5,433,572	5,186,407	104.77
家族	47	53	88.68	1,915,874	2,120,996	90.33
計	252	254	99.21	9,158,713	9,183,337	99.73

(注) 補助額は費用額の9割である。入院ドック3人分を含む。

(2) 一般検診利用状況(4月~12月)

区分	利用人員			補助額		
	18年	17年	前年比	18年	17年	前年比
第1種組合員	人 37	人 29	% 127.59	円 475,794	円 370,508	% 128.42

(注) 補助額は費用額の9割である。指定検診医療機関で受診。

(3) PET検診利用状況(4月~12月)

区分	利用人員	補助額
	18年	18年
第1種組合員	人 96	円 4,800,000

(注) 平成18年度より実施

(4) 歯科健康診断

利用状況(4月~12月)

区分	受検者		費用額		前年比
	18年	17年	18年	17年	
第1種組合員	人 39	人 49	円 122,850	円 154,350	% 79.59
第2種組合員	107	95	337,050	299,250	112.63
家族	54	62	170,100	195,300	87.10
計	200	206	630,000	648,900	97.09

(注) 費用額は1人3,150円で個人負担なし。実施期間は平成18年4月~10月。

(5) インフルエンザ予防接種補助(4月~12月)

区分	利用人員			補助額		
	18年	17年	前年比	18年	17年	前年比
第1種組合員	人 163	人 160	% 101.88	円 160,100	円	%
第2種組合員	404	400	101.00	394,400		
家族	323	360	89.72	315,600		
計	890	920	96.74	870,100	887,700	98.02

(注) 自己負担額が1,000円を超える場合、その超えた額を補助(上限1,000円)

(6) 第9回「老いも若きもウォーキング大会」

実施日 平成18年11月3日
場所 仏通寺(三原市)
参加人員 182名
費用額 8,592円(1人当たり)
個人負担額 被保険者 1,000円 その他 3,000円
未就学児 無料

(7) 健康家庭の表彰

前年度(平成17年度)保険診療無受診世帯に記念品を贈り表彰した。

Table with 5 columns: 区分, 18年, 17年, 前年比, 世帯比. Rows include 第1種組合員, 第2種組合員, and 計.

資料5

監査報告書
平成18年度4月から12月までの業務執行状況及び歳入歳出について1月25日監査いたしました。
組合事業は、事業計画に基づいて適確に処理されており、諸帳簿ならびに証憑について照合調査の結果、決算処理は公正妥当なものと認めます。
平成19年2月15日
監事 高畑長吉印
監事 前田中印
広島県医師国民健康保険組合
理事長 碓井静照 殿

資料6

「平成19年度事業計画(案)」

- 1. 保険給付
(1) 給付割合
第1種組合員 7割
第2種組合員 7割
家族 7割
但し 3歳未満8割
前期高齢者(70歳以上75歳未満)一般 所得者9割・一定以上所得者7割
(2) 出産育児一時金 350,000円
(3) 葬祭費
第1種組合員 300,000円
第2種組合員 150,000円
家族 150,000円
(4) 付加給付金
入院 自己負担額が月額21,000円を超えた額
入院外 自己負担額が月額10,000円を超えた額
(5) 傷病手当金
対象者 第1種組合員・第2種組合員
期間 180日間
待期 連続した14日間(15日目から支給)
支給額 日額 第1種組合員 5,000円
第2種組合員 3,000円
(注) 引き続いた6月以上の被保険者期間を有する者

2. 保健事業
- (1) 人間ドック
 - 対 象 者 全被保険者
 - 実施機関 人間ドックを常設する県内医療機関
 - 負担割合 組合9割・被保険者1割
 - (2) PET検診
 - 対 象 者 第1種組合員
 - 人 員 150人
 - 実施機関 中電病院、広島平和クリニック
 - 補 助 額 50,000円
 - (3) 一般検診
 - 対 象 者 第1種組合員
 - 実施機関 別途指定検査医療機関
 - 負担割合 組合9割・被保険者1割
 - (4) 特定健診(試行)
 - 対 象 者 40歳以上の被保険者
 - 人 員 2,000人
 - 実施機関 別途指定検査医療機関
 - 費用負担 全額組合負担
 - (5) 歯科健康診断
 - 対 象 者 全被保険者
 - 人 員 500人
 - 費用負担 全額組合負担
 - (6) インフルエンザ予防接種助成
 - 対 象 者 全被保険者
 - 人 員 5,000人
 - 補助限度額 1,000円(個人負担額が1,000円を超えた場合、その超えた額を1,000円を限度として、年1回補助)
 - (7) 介護機器レンタル料助成事業
 - 対 象 者 全被保険者(但し、介護保険法による給付を受ける者は除く)
 - 貸 付 組合が指定する業者
 - 負担割合 組合9割・被保険者1割
 - (8) 第10回老いも若きもウオーキング大会
 - 対 象 者 全被保険者
 - 人 員 170名
 - 費用負担 被保険者負担 1,000円以上
組合負担 残 額
 - (9) 健康家庭の表彰

資料7

「平成19年度歳入歳出予算書(案)」

歳 入

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比(%)
1. 国民健康保険料		1,644,423	1,637,202	7,221	63.10
	1. 国民健康保険料	1,644,423	1,637,202	7,221	
2. 国庫支出金		644,453	643,824	629	24.73
	1. 国庫負担金	8,400	8,487	87	
	2. 国庫補助金	636,053	635,337	716	
3. 連合会支出金		1	1	0	0.00
	1. 連合会補助金	1	1	0	
4. 共同事業交付金		41,171	30,922	10,249	1.58
	1. 共同事業交付金	41,171	30,922	10,249	
5. 医師会支出金		1	1	0	0.00
	1. 医師会補助金	1	1	0	
6. 財産収入		1,001	1,551	550	0.04
	1. 財産運用収入	1,000	1,550	550	
	2. 財産売却収入	1	1	0	
7. 繰入金		120,003	4	119,999	4.60
	1. 特別積立金繰入金	1	1	0	
	2. 給付費等支払準備金繰入金	120,000	1	119,999	
	3. 役員退職慰労金積立金繰入金	1	1	0	
	4. 職員退職積立金繰入金	1	1	0	
8. 繰越金		154,000	161,000	7,000	5.91
	1. 繰越金	154,000	161,000	7,000	
9. 諸収入		947	995	48	0.04
	1. 延滞金・加算金及び過怠金	1	1	0	
	2. 預金利子	1	1	0	
	3. 雑入	945	993	48	
歳入合計		2,606,000	2,475,500	130,500	100.00

歳 出

(単位:千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比(%)
1. 組合会費		4,000	3,500	500	0.15
	1. 組合会費	4,000	3,500	500	
2. 総務費		110,403	95,103	15,300	4.24
	1. 総務管理費	106,402	92,302	14,100	
	2. 趣旨普及費	4,001	2,801	1,200	
3. 保険給付費		1,296,477	1,245,927	50,550	49.75
	1. 療養諸費	1,043,077	1,047,327	4,250	
	2. 高額療養費	73,000	40,000	33,000	
	3. 移送費	200	200	0	
	4. 出産育児諸費	25,200	24,400	800	
	5. 葬祭諸費	21,000	21,000	0	
	6. 付加給付金	114,000	93,000	21,000	
	7. 傷病手当金	20,000	20,000	0	
4. 老人保健拠出金		776,341	751,092	25,249	29.79
	1. 老人保健拠出金	776,341	751,092	25,249	
5. 介護納付金		212,037	210,984	1,053	8.14
	1. 介護納付金	212,037	210,984	1,053	
6. 共同事業拠出金		56,817	32,423	24,394	2.18
	1. 共同事業拠出金	56,817	32,423	24,394	
7. 保健事業費		80,875	66,450	14,425	3.10
	1. 保健事業費	80,875	66,450	14,425	
8. 積立金		4	4	0	0.00
	1. 積立金	4	4	0	
9. 諸支出金		500	200	300	0.02
	1. 償還金及び還付加算金	500	200	300	
10. 予備費		68,546	69,817	1,271	2.63
	1. 予備費	68,546	69,817	1,271	
歳出合計		2,606,000	2,475,500	130,500	100.00

資料8

「給付費等支払準備金処分(案)」

1. 給付費等支払準備金保有高 836,740,000円(平成18年12月31日現在)
2. 取崩額 120,000,000円
3. 処分理由 保険給付費、老人保健拠出金等の増加が見込まれるため

参考 国民健康保険法施行令

(準備金)

第20条 組合は、給付費等支払準備金を積み立てなければならない。

- 3 組合は、毎年度において収入支出の決算上剰余を生じたときは、当該年度及びその直前の二箇年度内において行った保険給付に要した費用の額(保険給付に関し被保険者が負担した一部負担金の額を除く。)並びに当該年度及びその直前の二箇年度内に納付した老人保健拠出金及び介護納付金の総額の合算額の一年度当たりの平均額から当該年度及びその直前の二箇年度における法第七十三条第一項の規定による補助金の額の一年度当たりの平均額を控除した額の百分の十に相当する額に達するまでは、当該年度の剰余金を給付費等支払準備金として積み立てなければならない。
- 4 前項の限度内の給付費等支払準備金は、保険給付並びに老人保健拠出金及び介護納付金の納付に要する費用に不足を生じたとき以外は、使用することができない。